

## 【任意組合】税務上の取扱い②

### 3. 組合事業から生ずる利益等の額の計算（法基通14-1-2、所基通36.37共20） 【法人組合員の場合】

		任意組合			匿名組合
		ネット ネット法	グロス ネット法	グロス グロス法	ネット ネット法
法人 税法	受取配当金等の益金不算入	×	○	○	×
	所得税額の控除	×	○	○	×
	引当金繰入	×	×	○	×
	準備金積立	×	×	○	×
	寄付金の損金不算入	○	○	○	×
	交際費等の損金不算入	○	○	○	×

#### グロスネット法による場合

組合事業の取引等について受取配当等の益金不算入、所得税額の控除等の規定の適用はあるが、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。

#### ネットネット法による場合

組合事業の取引等について、受取配当等の益金不算入、所得税額の控除、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。